

各市町教育委員会教育長 様
各私立小・中学校長 様
長崎大学教育学部附属小・中学校長 様

長崎県教育庁義務教育課長
(公印省略)

平成29年度使用義務教育諸学校の教科書の採択について(通知)

教科用図書の採択は、教育委員会その他の採択権者の判断と責任のもと、適切な手続きにより行われる必要があります。

平成28年度においては、平成29年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、下記の諸事項について採択関係者に徹底され、採択の適正が図られるようお願いいたします。

記

1 採択に関する基本方針

- (1) 教育基本法に定められた教育の目的(同法第1条)及び教育の目標(同法第2条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第21条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科用図書を採択すること。
- (2) 第二期長崎県教育振興基本計画で示された「本県教育が目指す人間像」を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。
- (3) 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- (4) 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- (5) 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

2 採択の方法

(1) 義務教育諸学校用教科書

平成28年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。))を除き、平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。))第14条)

(2) 一般図書(特別支援学校・学級用)

毎年度異なる図書を採択できること。

採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。

さらに、これら以外の図書を採択する場合には、以下の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。(特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成28年度中に、次年度供給可能であるかどうか十分確認しておくこと)

- ・ 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)のものであること。
- ・ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ・ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。
- ・ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ・ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- ・ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) その他

障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであるかどうかユニバーサルデザインの視点からフォントやカラー等についても比較検討すること。

3 留意事項

(1) 特に、今年度は、「特別の教科 道徳」(小学校用)の教科書の検定年度となっていることから、検定申請本を閲覧することがあってはならないこと。

(2) 教科書発行者からの依頼に応じて、教科書の著作・編集を行ったり、意見を述べるなどの協力をしたりする場合は、所属長等への報告を確実にすること。